



特集
バイバイ
細菌!!
食中毒!!



懐かしさに浸りながら
素敵な出会いをしてみませんか？

2016
10/23 日曜日

9:30 ▶ 15:45
受付 9:00~

中学校 de 縁結び



10
月
23
日
(日)



- | | |
|---|----------------|
| 1 | 朝礼 |
| 2 | HR (ホームルーム) |
| 3 | 理科実験 / キャンドル作り |
| 4 | 給食・昼休み |
| 5 | 総合学習 / ウォークラリー |
| 6 | 終わりの会 |

会場 田辺市立東陽中学校・東部公民館

募集人数 男女各20名程度 (申込み多数の場合は抽選で決定します。)

対象 男性: 独身の20~40代の方 (市内に在住又は在勤の方に限ります。)
女性: 独身の20~40代の方 (居住地は問いません。)

参加費 2,000円 (男女共)

申込方法 9月14日(水)までに、申込用紙に必要事項をご記入の上、下記へ直接お越しいただくか
郵送・FAX・Eメールでお申し込みください。申込用紙は、市関係機関に設置しているほ
か、東部公民館ホームページからも取得できます。

問合せ
申込先

東部公民館 〒646-0025 神子浜一丁目4-66
☎ 0739-25-0360 / FAX 0739-34-2585 / Eメール toubu.ko@city.tanabe.lg.jp
ホームページ <http://toubu.higoyomi.com>

03 特集「バイバイ細菌！食中毒!!」

10 おしらせワイド

田辺市で働きませんか？職員を募集します／防災訓練を行います／防災意識を高めましょう／田辺市消防本部からの緊急時の備えと対応について ほか

16 まちの話題

扇ヶ浜の海開き！様々なイベントも開催／免税店を商店街で ほか

18 おしらせボックス

吉野熊野国立公園指定80周年&拡張記念 自然観察教室「採集した標本の同定」／脳若がり塾（認知症予防教室）を開催します／南紀若者サポートステーション（サポート）出張相談会を開催します／平成29年度田辺市立幼稚園新入園児を募集します／医療費助成制度について ほか

26 みんなの広場

子育てクラブ／我が家の愛ドル／たなべスマイル／防災コラム／まちかど特派員／たなべ散歩／図書館へ行こう

30 相談日程

特集

バイバイ細菌！
食中毒!!

夏の暑さを乗り切るために、皆さんは体調管理に気を付けていることと思います。そしてもう一つ、暑さで心配なのが食中毒。ふだんの食事やお弁当を作るとき、「大丈夫かな」と心配になりますよね。今回は、食中毒の発生を防止するための予防法と、もしものときの対処法を特集します。正しい知識を身に付け、ご自身や家族の健康を守りましょう。



今月の表紙



食中毒予防は手の衛生から

今月の表紙は、木本久美さんと花菜ちゃん親子と一緒に手を洗う様子を撮影しました。カメラを向けても緊張せず、表情やポーズなどのこちらのお願いに応えてくれる花菜ちゃん笑顔がとても素敵でした。

マークの説明

- 日付・期間
- 時間
- 休館日
- 場所
- 集合
- 内容
- 対象・参加資格等
- 定員
- 料金・費用
- 持ち物
- 申込み・申請方法
- 問合せ
- [消印]…消印有効
- [先着]…先着順

◇☎マークには、振替休日等も含まれます。
 ◇申込み・問合せ等の受付については、基本的に㊦㊧（㊦を除く）8時30分～17時15分です。
 ◇料金の記載のないものは、無料です。
 ◇申込み方法の記載のないものは、申込み不要です。
 ◇市役所の開庁時間は、☎を除く㊦～㊧の8時30分～17時15分です。毎週㊦は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。

ツイッター・フェイスブックでも市の情報を発信しています。
<http://www.city.tanabe.lg.jp/jyouthou/sns.html>

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1
☎ 0739-22-5300 (代) ☎ 0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1
☎ 0739-26-4900 (代) ☎ 0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376
☎ 0739-78-0111 (代) ☎ 0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1
☎ 0739-64-0500 (代) ☎ 0739-64-0966
- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1
☎ 0739-48-0301 (代) ☎ 0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219
☎ 0735-42-0070 (代) ☎ 0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1
☎ 0739-24-0011 (代) ☎ 0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6
☎ 0739-24-6218 (代) ☎ 0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎ 0120-963-910
- 救急安心センター ☎ #7119

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
 内科・小児科系、歯科の応急診療
 日時 9時～11時30分、13時～16時
 （※小児科のみ、㊦18時～21時30分も診療を行っています。）
 問 ☎ 0739-26-4909



食中毒について知りましょう

食中毒とは

食中毒とは、有毒な微生物や化学物質などの毒素を含む飲食物を摂取した結果、生じる健康障害です。多くは、おう吐・腹痛・下痢などの急性の胃腸障害を主とする症状を起こします。

食中毒の原因は、細菌・ウイルス・寄生虫・化学物質・自然毒など様々であり、それぞれ摂取してから発症までの期間や症状・予防法が異なります。また、食中毒の原因となる食品の見たり臭いでは、食中毒を起こすかどうかの区別が付かないため注意が必要です。

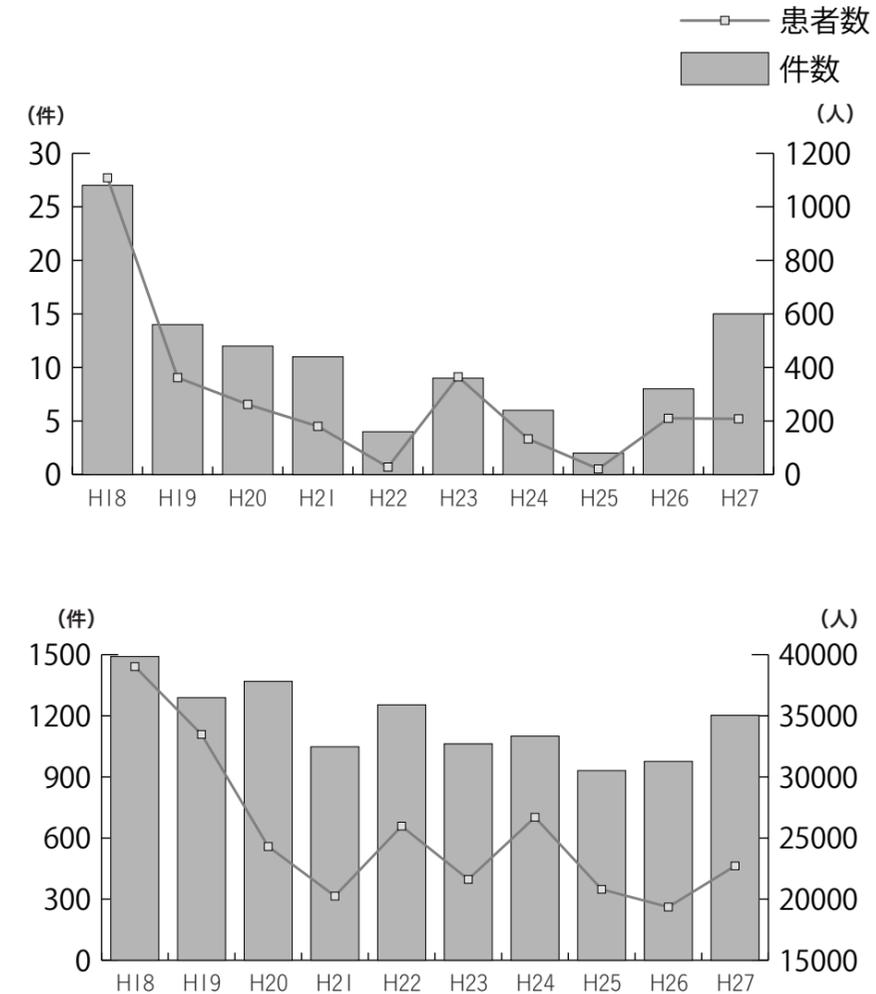
過労や睡眠不足など体調不良である方や、抵抗力の弱い子供やお年寄りには重症化しやすく、死に至るケースもあります。中には人から人へと感染するものもあるので、必ずしも食べ物だけに気を付けられないということではありません。

食中毒の発生件数

和歌山県内では、年間に数件から十数件の食中毒が発生しており、その際の患者数は数百人にも及んでいます。(左表)ただし、医師にかかった

場合のみを計上しているため、実際の食中毒による患者数はこれよりも多いといわれています。また、飲食店や給食施設な

どで発生すると患者数はかなり多くなるので、食中毒そのものを発生させないようにすることが肝心です。



■県内(上)と国内(下)の食中毒発生件数・患者数の推移

食中毒の発生について

発生しやすい状況

食中毒を引き起こす主な原因は、細菌とウイルスです。食中毒は季節を問わず発生しており、夏場(6月～8月)は細菌が原因となった食中毒が多く発生しています。この細菌の多くは、約20℃で活発に増殖し始め、人間や動物の体温くらいの温度で増殖のスピードが最も速くなります。細菌の多くは湿気を好むため、特に気温が高くなり始

め、湿度も高くなる梅雨時には、細菌による食中毒が増えます。

一方、冬場(11月～3月)は低温や乾燥した環境で長く生存するウイルスが原因となった食中毒が多く発生しています。食中毒の原因となる代表的なウイルスであるノロウイルスは、調理者から食品を介して感染する場合があります。

食中毒注意報

食中毒注意報の発令時は、食中毒が起こりやすい気象条件になっています。食中毒注意報は防災行政無線でも呼び掛けています。お知らせした際は、食品の取扱いに気を付けてください。(8ページ参照)

食中毒といっても、夏場の食中毒の原因となる細菌は一種類だけではありません。どのような種類があり、それらの特徴・症状はどのようなものがあるのでしょうか。代表的なものを、次のページで見てください。

■平成 27 年 食中毒の発生状況

施設別食中毒		患者数
家庭		302
事業場		1,217
学校		627
病院		253
旅館		2,016
飲食店		12,734
販売店		151
製造所		183
仕出屋		4,330
その他		542
不明		363
合計		22,718
病因物質別食中毒		
細菌	サルモネラ属菌	1,918
	ブドウ球菌	619
	腸管出血性大腸菌	156
	ウェルシュ菌	551
	セレウス菌	95
	カンピロバクター	2,089
	その他	601
ウイルス	ノロウイルス	14,876
	その他	251
寄生虫	クドア	169
	アニサキス	133
化学物質		410
自然毒	植物性自然毒	178
	動物性自然毒	69
その他		2
不明		601
合計		22,718

食中毒予防の3原則

- 一、付けない → 手洗い
 二、増やさない → 冷蔵庫で保存
 三、やっつける → 加熱処理



食中毒を防ぐためには、細菌の場合、細菌を食べ物に「付けない」、食べ物に付着した細菌を「増やさない」、食べ物や調理器具に付着した細菌を「やっつける」という3原則が大切です。
 その基本的な方法は、左記のとおりで、中でも大切なのは手洗いです。正しい手の洗い方で食中毒を予防しましょう。

手洗いで食中毒予防の第一歩！



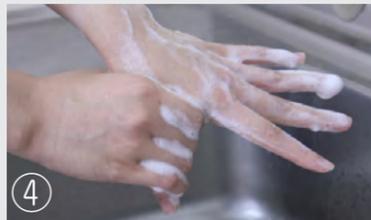
① 流水でよく手をぬらした後、洗剤を付け、手のひら・指の腹面を洗きましょう。



② 手の甲を伸ばすようにしてこすり、指の背も洗きましょう。



③ 指の間（側面）や股（付け根）を洗きましょう。



④ 親指と親指の付け根の膨らんだ部分を洗きましょう。



⑤ 指先・爪の間を念入りにこすりましょう。



⑥ 手首（内側・側面・外側）も忘れずに洗きましょう。

洗剤で洗い終わったら、十分な流水でよく洗い流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かしましょう。

夏場に注意したい細菌類の特徴と症状

ウェルシュ菌

- 特徴 人や動物の腸内や土壌・下水などの自然界に広く生息します。100℃、1～6時間の加熱に耐え、食物とともに腸内に達し、毒素を作ります。
- 症状 潜伏期間は6～18時間（平均10時間）です。主症状は下痢と腹痛で、おう吐や発熱はまれです。

腸管出血性大腸菌

- 特徴 下水や河川水が海水と混じる河口部に生息し、水温の上昇する夏には汚染菌数が多くなります。他の食中毒菌に比べて乾燥・熱・酸に弱い菌です。
- 症状 多くの場合、おおよそ3～8日の潜伏期間をおいて発病します。非常に激しい腹痛を伴い、著しい血便症状が出る場合があります。発熱はあっても、多くは一過性です。



サルモネラ菌

- 特徴 動物の腸内、川・下水・湖などの自然界に広く分布しています。食肉（特にとり肉）と卵を汚染することが多く、乾燥に強い菌です。
- 症状 潜伏期間は6～72時間です。激しい腹痛・下痢・発熱・おう吐を伴います。長期にわたり保菌者となることもあります。

セレウス菌

- 特徴 土壌などの自然界に広く生息します。90℃、1時間の加熱でも死滅せず、家庭用消毒薬も無効です。
- 症状 おう吐型と下痢型があり、おう吐型の潜伏期間は30分～6時間、下痢型の潜伏期間は8～16時間です。



黄色ブドウ球菌

- 特徴 人や動物の皮膚に常在します。毒素を生成し、100℃、30分の加熱でも無毒化されません。
- 症状 潜伏期間は1～3時間です。吐き気・おう吐・腹痛・下痢を伴います。

カンピロバクター

- 特徴 人や動物の腸内でしか増殖せず、食肉（特にとり肉）、臓器や飲料水を汚染します。乾燥に弱く、通常の加熱調理で死滅します。
- 症状 食後1～7日で、下痢・腹痛・発熱・おう吐・頭痛・けん怠感などの症状が出ます。少ない菌量でも発症します。

家庭でできる食中毒予防6つのポイント



ポイント1 食品の購入

- ◇消費期限などの表示をチェック！
- ◇肉と魚はそれぞれ分けて袋に包む
- ◇買い物後は寄り道をせず、まっすぐ帰る

ポイント2 家庭での保存

- ◇帰ったらすぐに食品を冷蔵庫へ！
- ◇冷蔵庫内は詰め込まず7割程度までにする
- ◇冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に温度を維持する
- ◇肉や魚は汁が漏れないようにして保存する

ポイント3 下準備等

- ◇タオルやふきんは清潔なものに交換する
- ◇下準備中はこまめに手を洗う
- ◇冷凍食品の解凍は冷蔵庫か電子レンジで
- ◇生肉・魚を切った包丁やまな板を洗わずに、他の食品を切らない
- ◇生肉・魚は生で食べるものから離す
- ◇野菜もよく洗う
- ◇下準備後に包丁等の器具・ふきんは洗って消毒する

ポイント4 調理

- ◇作業前に手を洗う
- ◇加熱は十分に！（中心部分の温度が75℃で1分間以上が目安）
- ◇電子レンジを使う時は均一に加熱を
- ◇調理を途中で止める場合は、そのまま室温に放置しない

ポイント5 食事

- ◇盛り付けは清潔な器具・食器を使う
- ◇食事の前に手を洗う
- ◇料理は長時間室温に放置しない

ポイント6 残った食品

- ◇作業前に手を洗う
- ◇手洗い後、清潔な器具・容器で食品を保存する
- ◇量の多いものは早く冷えるように小分けする
- ◇食品は保存時間が経ち過ぎたり、少しでも怪しいと思ったら捨てる

食中毒になったときは

吐き気やおう吐・下痢・発熱などの症状が起こったら、食中毒が疑われます。また、同様の症状が現れた方と同じものを食べている場合、自分も感染している可能性があります。食中毒の原因となる細菌やウイルスによって症状は異なります。「もしかして」と思ったときは自己判断をせず、速やかに医師に相談しましょう。

受診時のポイント

- ◇症状や食べたもの、食事の時間、一緒に食事をした方の様子などを医師に伝えてください。
- ◇おう吐物や便があればビニール袋に入れて、医師に見せましょう。
- ◇食べたものの残りや容器などがあれば、保存しておきましょう。
- ◇子供や高齢者、症状が重い方が病院へ受診に行く際は、介助者が付き添ってあげてください。

応急処置をしましょう

食中毒のような症状が起こったら、すぐに医師の診察を受ける必要がありますが、医療機関に行けないときは、応急処置が大切です。まずは落ち着いて対処しましょう。

◇下痢やおう吐による脱水症状を防ぐため、スポーツドリンクなどで、何回かに分けて十分な水分補給を心掛けてください。

◇細菌や毒素が腸内にとどまり、症状が悪化する可能性がありますので、自己判断で下痢止め薬などを服用しないでください。

◇おう吐物が気管支に詰まると、窒息や肺炎を引き起こす可能性があります。吐きやすいように体の右側を下にして横になりましょう。指を舌の奥の方に入れて刺激すると吐きやすくなります。

二次感染を防ぎましょう

食中毒は、既に症状のある人からの感染、つまり二次感染への注意も必要です。思わぬところから感染が広がることもあるため、周りで流行しているときは、新たな感染者を増やさないように気を付けましょう。

◇感染者はシャワーで体を清潔に保つようにしましょう。入浴する場合は、家族全員が入った後にして、風呂の水はすぐに流してください。

◇感染者の使った食器は、漂白剤に1時間以上浸した後、洗剤でよく洗い、流水で十分にすすいでください。

◇ドアノブや水道の蛇口などの感染者が触った場所や物はアルコールで消毒しましょう。

◇衣類の洗濯は他の人の物と分けて行い、日光によく当てて乾かしてください。

◇おう吐物を処理するときはゴム手袋やマスクを着用しましょう。直接触れてしまった場合は、普通石けんよりも殺菌効果が高い逆性石けんやアルコールで消毒し、十分にすすいでください。

素早い対処が大切です



予防の基本を守ることが大切です

近年、食中毒は季節に関係なく一年中発生していますが、特に暑くジメジメとした夏季には、細菌性の食中毒が多発する傾向にあります。菌を付けない、菌を増やさない、菌をやっつけるといった食中毒予防の基本をしっかり守ることは、食中毒に負けないためにも欠かせません。ご家庭では、普段の食事やお弁当作りなどに気を付けましょう。家族の健康を守り、暑い夏を健康に乗り切りましょう！



西牟婁振興局健康福祉部
(田辺保健所) 衛生環境課
主査 應田学さん

田辺市で働きませんか？～職員を募集します～

■問合せ 総務課 人事係 (☎ 0739-26-9916)



次のとおり職員採用試験を実施します。受験を希望する方は、要綱に従い、受付期間内に必要書類を提出してください。

■試験区分ごとに左表(11ページ参照)の要件を満たす方です。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

①日本国籍を有しない方(保育士、保健師を除く。)

②成年被後見人又は被保佐人

③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

④田辺市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。また、保育士、保健師、社会福祉士の資格・免許を取得見込みの方で、資格・免許を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用資格を失います。

平成29年4月1日

■第一次試験について

◎9月18日◎ 8時30分

陽紀南文化会館・田辺市役所(新屋敷町1)

■申込み受付期間

8月1日◎～15日◎

■申込書の配布場所

総務課(本庁舎3階)・福祉課(市民総合センター2階)・各行政局総務課(2ページ参照)・田辺消防署(新庄町46-119)・扇ヶ浜分署(新屋敷町1)・大塔分署(鮎川851-1)・中辺路分署(中辺路町川合1429-17)・龍神分署(龍神村西376)・本宮分署(本宮町本宮123)・上富田分署(上富田町生馬725-1)

※ホームページから取得することも可能です。

※採用試験申込書等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、92円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号、縦23.5cm×横12cm程度)の大きさを必ず同封して、左記へ請求してください。

■申込み受付場所

〒646-8545 新屋敷町1

総務課 人事係

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/>

試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務職1種 (大学卒業程度)	15人程度	昭和56年4月2日～平成7年4月1日までの間に生まれた方 ただし、飛び級入学等により大学を卒業した方又は平成29年3月末日までに卒業見込みの方は、平成7年4月2日以降に生まれた方でも受験することができます。
一般事務職2種 (高等学校卒業程度)	3人程度	昭和62年4月2日～平成11年4月1日までの間に生まれた方 ただし、次のア又はイに該当する方については受験できません。 ア 大学(短期大学を除く。)を卒業した方や平成29年3月末日までに卒業見込みの方等、平成29年3月末日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える方 イ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える方等アと同等であると認める方 ※在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいいます。
一般事務職3種 (身体障害者対象・高等学校卒業程度)	1人程度	昭和56年4月2日～平成11年4月1日までの間に生まれた方で、身体障害者手帳の交付を受け、自力(車椅子等を含む。)により通勤ができ、かつ、介護者なしに週38時間45分の職務が可能なかた、かつ、活字印刷文(文字の大きさは11ポイント程度)による出題及び口頭による面接試験に対応できる方
土木技術職	2人程度	昭和62年4月2日～平成11年4月1日までの間に生まれた方で、土木設計技術を習得するための専門課程を卒業した方又は平成29年3月末日までに卒業見込みの方
建築技術職	1人程度	昭和62年4月2日～平成11年4月1日までの間に生まれた方で、建築設計技術を習得するための専門課程を卒業した方又は平成29年3月末日までに卒業見込みの方、若しくは建築士免許(1級又は2級)を有する方
保育士	5人程度	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格を有する人又は平成29年3月末日までに保育士資格を取得見込みの方
保健師	2人程度	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する人又は平成29年3月末日までに行われる国家試験により保健師免許を取得見込みの方
社会福祉士	1人程度	昭和52年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方又は平成29年3月末日までに行われる国家試験により社会福祉士資格を取得見込みの方
消防職	6人程度	平成4年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた方又は平成元年4月2日以降に生まれた方で救急救命士免許を有する方

※「短期大学」、「大学」又は「大学院」とは、学校教育法に基づく短期大学、大学又は大学院をいいます。

【職員紹介】

採用1、2年目の皆さんに、担当業務の内容やこれからの抱負などについてインタビューしました。



税務課 資産税係 申真旭

固定資産の評価等をして、課税をしたり証明書を発行したりしています。税金を扱うので、間違えることの無いように努力しています。お客様に「ありがとう」と言ってもらえると、とてもうれしいです。早く1年のサイクルを覚えつつ、更に税の知識を身に付けられるよう頑張っていきたいです。

現代美術専門で、ふだんは作品の管理・調査・展示会の企画等を行っています。直接作品に接することができるというのはとてもうれしいし、楽しいです。これからは、自分でしっかりした企画を立てられるようになり、若い世代にも美術館へお越しいただけるようにしたいです。



美術館 知野 季里穂



健康増進課 健康管理係 高田 晴菜

母子保健の分野で、乳幼児の健診・相談等を行っています。子育てをしたことがないので、お母さんの悩みに答えられるか不安でした。今ではお母さんが頑張ろうと思える声掛けができるよう、更に知識や技術を身に付けたいと思っています。相談して良かった、と思ってもらえるようになりたいです。

田辺市消防本部からの緊急時の備えと対応について

■問合せ 田辺市消防本部 (☎ 0739-22-0119)



ここ数年の救急車の出動件数は、右肩上がりに増加していましたが、平成27年は4933件と、前年の5243件に比べて310件も減少しました。その背景には、救急受信ガイドや救急安心センターを有効に活用され、救急車を適正に利用いただいていることが考えられます。今後も高齢化の進展等により、救急要請の増加が懸念されることから、本当に必要なとされる方々にご利用いただけるよう、救急車を呼ぶべきかどうか迷った際には、救急受信ガイドや救急安心センターの更なる活用をお願いします。

迷ったときは「救急受信ガイド」や「救急安心センター」の活用を！

■家庭で自己診断される方は、「救急受信ガイド」をご覧ください

「救急受信ガイド」は、急な病気やけがをして、病院を受診した方がいいのか？救急車を呼んだ方がいいか？と迷った際に、ご自身の判断の一助になることを目的としています。また、緊急度の判断について学び、傷病者が発生したときに落ち着いて行動すること（セルフケア）を支援するものです。

※パソコン又はスマートフォンでホームページの「防災・消防」からご確認ください。

http://www.city.tanabe.lg.jp/bosai.html

■電話で相談したい方は、#7119（救急安心センター）をご利用ください

急な病気を発症した等の緊急時には、どのような対応をとるべきか判断に迷うことがあると思います。このような場合、「救急受信ガイド」は役立ちますが限界もあります。#7119は医師や看護師と電話で対話することにより、緊急性の高い傷病者の早期受診を促し、また緊急性の低い傷病者には、必要な助言をして、救急車の利用及び救急医療の利用の適正化を図るものです。

※#7119につながる場合は、上記へお問い合わせください。

高年齢者の熱中症に注意しましょう

本格的な夏を迎え、熱中症になる高年齢者が増えてきます。熱中症は、子供やスポーツ選手、屋外で作業をする方がかかる病気だと思っていまいませんか？熱中症は運動しなくても、家の中

でも、寝ている間にも起こります。熱中症を知って、しっかりと予防しましょう。

■熱中症とは

私たちの体は、気温が高くなっても汗をかくたり、皮膚や血管の働きで熱を外に逃がしたりすることで、体温を調整しています。しかし、長時間温度や湿度が高い中では、体内の水分や塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体内に熱がこもり、めまいや体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常等、様々な症状を引き起こしてしまいます。家の中でじっとしていても、室温や湿度が高いために体から熱が逃げにくく、熱中症になる場合がありますので高年齢者の方は特に注意が必要です。

■予防するには

- ◇室温28℃を越えないようにエアコンや扇風機を上手に使いましょう。
- ◇部屋の温度をこまめにチェックし、ふだん過ごす部屋には温度計を置くことをお勧めします。
- ◇のどが渇かなくても、こまめに水分補給をしましょう。
- ◇外出の際は、体を締め付けない服装で、通気性の良い帽子をかぶるなどの日よけ対策をして、



▲昨年の上級救命講習会の様子

無理をせず、適度に休憩をしましょう。

上級救命講習会受講者募集

■9月10日①
9時～17時
函中学生以上の方
場田辺消防署3階「講堂」
定20名程度「先着」
■成人・小児・乳児を対象とした心肺蘇生（胸骨圧迫・人工呼吸等）、AED（自動体外式除細動器）の取扱い、異物除去法、止血法、骨折固定法等外傷の応急手当、傷病者搬送法等を行います。
■筆記用具
■服装 動きやすい服装
■8月31日②までに、上記へ電話でお申し込みください。

防災訓練を行います～防災意識を高めましょう～

■問合せ 防災まちづくり課 地域防災係 (☎ 0739-26-9976)



該当する地域にお住まいの皆さんは、積極的にご参加ください。

■9月4日①
9時～
■田辺地域
●龍神地域・中辺路地域・大塔地域 8時～
◇本宮地域 9時10分～
※中止の場合、9月11日②に延期します。田辺地域は8時、龍神地域・中辺路地域・大塔地域は7時、本宮地域は8時10分に防災行政無線放送でお知らせします。

■対象地域（市内C地区）
◇田辺地域
・東部ブロック（海蔵寺、湊本通、湊東部、あたご、若宮、弁慶町、駅前新通、駅前、宝来町、山手町、新万、朝日ヶ丘、あけぼの、南新万、宝来団地）
南部ブロック（神田、東本町、末広、扇ヶ浜、磯間、新屋敷、神子浜、東山、文里、ファミリー・ヴィラ、上浜田）
・中部ブロック（上屋敷、中屋敷、下屋敷、八幡町、小泉、会津町、本町、福路町、栄町、片町、今福町、南新町、北新町、紺屋町）
・新庄ブロック（橋谷、名喜里、北長、跡の浦、内の浦、



田鶴、北内の浦団地、神島台、たきない）
◇龍神地域 中山路、下山路
◇中辺路地域 近露、野中
◇大塔地域 三川地区の一部
◇本宮地域 四村川、請川、高津

■訓練内容
サイレンや防災行政無線放送を合図に訓練を開始します。それぞれで決めている避難場所等に避難を行い、その後、体験訓練会場へ移動し、消火や救急訓練に参加してください。

なお、各訓練会場では、避難者数の集計を行いますのでご協力ください。

■体験訓練の会場について
それぞれの地域ごとに、チラシ等で事前に訓練会場をお知らせします。

「臨時福祉給付金」「障害・遺族年金受給者向け給付金」について
関連する詐欺にもご注意ください！

■問合せ 下記参照



消費税率の引上げによる影響を緩和するための「臨時福祉給付金」、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい年金受給者の方を支援するための「障害・遺族年金受給者向け給付金」が支給される予定です。

具体的な申請の方法等が決定次第、広報紙・ホームページ等でお知らせします。

「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください

臨時福祉給付金や障害・遺族年金受給者向け給付金の支給に際して、詐欺等の横行が心配されています。ご自宅や職場等に市や厚生労働省（の職員）等をかたった電話が掛かってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、市や最寄りの交番・田辺警察署（☎ 0739-2310110）又は警察相談専用電話（☎ #9110）にご連絡ください。

■注意事項
◇市や厚生労働省等がATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作を



お願いすることは絶対にありません。

◇ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

◇市や厚生労働省等が、臨時福祉給付金や障害・遺族年金受給者向け給付金を支給するために、手数料等の振り込みを求めることは絶対にありません。

◇厚生労働省が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号等の個人情報を照会することは絶対にありません。

■福祉課 臨時福祉給付金担当（市民総合センター2階）
☎0739（26）4900
◇給付金受付窓口（市民総合センター1階）
☎0739（33）7492

「事業者用分別指定袋の取扱い」と「ごみの出し方」について
ご協力をお願いします

■問合せ 廃棄物処理課 廃棄物対策係 (☎ 0739-24-6218)



事業者用分別指定袋の取扱い

10月～平成29年3月末(6か月分)の「事業者用分別指定袋」購入申請の取扱いを、次のとおり行います。

■購入できるごみ袋のセット数
①燃えるごみ 11セット(110枚まで)
②資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セット(40枚まで)
③合計15セット(150枚まで)

※セット内で部分購入もできます。

※②は4セットの枠内で任意に選択し、購入することができません。

■ごみ処理手数料
1セット(各10枚入り) 860円(消費税込み)

■取扱場所及び日時
◇環境課(本庁舎2階)
9月5日①～9日②、8時30分～17時15分
◇廃棄物処理課(ごみ処理場)、各行政局住民福祉課(2ページ参照)
9月5日①～平成29年3月31日②、8時30分～17時15分
※事業者本人又は代理人の方が、ごみ処理手数料をお持ちの

上、お越しく下さい。

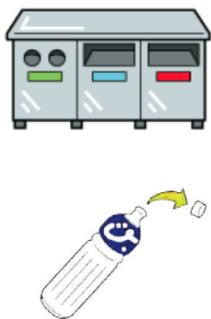
プラスチックごみの出し方について

「容器包装プラスチックリサイクル施設」では、プラスチックごみに含まれる容器包装プラスチックをリサイクルするため、ふたば福祉会、和歌山県福祉事業団の皆さんが手作業でごみの選別をしています。

プラスチック指定ごみ袋には、生ごみが入ったトレイ・おむつ・割り箸・ライター・ボールペン・おもちゃ等、指定以外のごみが混じっている場合があります。このようなことがあると、作業員の安全性や衛生面に大きな影響が及び、また、食べ物等が混じっている場合は、適切なリサイクルができなくなることから、処理業者から受入れを拒否されることとなります。

プラスチックごみを出す際には、次の注意事項に気を付けて排出していただきますようご協力をお願いします。

■注意事項
◇プラスチック容器は、食品等の中身を取り除き、汚れを拭き取ったりするなど、きれいにしておいてください。(汚れた物が入っていると、他のきれいな



在宅医療で家庭から排出された医療系廃棄物の適正処理について

「容器包装プラスチックリサイクル施設」での選別時に、在宅医療で使用したと思われる注

射針等が、ペットボトルに入った状態で発見されています。このようなごみは、この施設では適正に処理することができません。また、作業員のけがや感染症になるおそれがありますので、絶対にしないでください。

■注意事項
◇注射針等の鋭利な物や注射筒等は、訪問看護を行う医療関係者又は患者・家族(以下、「関係者」)が医療機関へ直接出して処理を依頼してください。感染性廃棄物と判断されるものについても、関係者が医療機関へ直接出して処理を依頼してください。

◇感染性のおそれがない在宅医療で使用した廃棄物等の出し方については、上記へお問い合わせください。



▲混入していた注射針

創業について学びませんか? ~創業ゼミ開催のお知らせ~

■問合せ 下記参照



◇9月11日、25日、10月9日、23日、30日(全④)
13時～17時
場田辺商工会議所 3階「会議室」等

◇創業予定の方、創業に関心のある方、創業後5年未満の方
定20名「先着」

◇創業ゼミでは、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識の習得するための講座や不動産物件の見学、創業経験者の体験談を聞く等、本市における創業について具体的な情報を得られる機会を提供します。

本ゼミを受講し、一定の要件(出席率等)を満たす場合には、市が証明書を発行します。(申請が必要です)。証明書をお持ちの方は、左記の優遇措置を受けることができます。

◇創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6か月前から利用の対象になります。

◇日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件を充足したものと、同制度を利用する



創業ゼミ内容

開催日	テーマと内容
1日目 9/11①	開講式 オリエンテーション(コース全体の概要) ①[経営] あなたの夢を実現しませんか～創業のポイント～ ②[経営] 創業者に聞く、地元で成功できるコツ! ③交流会
2日目 9/25①	①[販路開拓] 成功を引き寄せるマーケティング入門～圧倒的に強い大手コンビニの知られざる秘密からヒントをつかむ～ ②[経営] 物件お宝探し! 商店街の空き店舗見学会
3日目 10/9①	①[人材育成・財務] 開業のための基本を知ろう～計数管理、財務、労務の基礎知識～ ②[経営] 夢を現実に! ビジネスプランを作ってみよう(ビジネスプラン作成演習①)
4日目 10/23①	①[財務] 開業資金について学ぼう 開業における資金計画と資金調達 ②[経営] 夢を現実に! ビジネスプランを作ってみよう(ビジネスプラン作成演習②)
5日目 10/30①	①[販路開拓] 自分のビジネスをホームページで表現して発信する方法 ②[経営] いよいよ完成!! ビジネスプランブラッシュアップ(ビジネスプラン作成演習③)

※終了後、希望者には定期的にフォローアップ(個別相談)を行います。
※創業ゼミの内容は、都合により変更する場合があります。

ことが可能です。
◇8月12日①～9月7日②「必着」に、申込書に必要事項をご記入の上、田辺商工会議所へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAXでお申し込みください。申込書は、下記又は牟婁商工会(上秋津208-1)、龍神村商工会(龍神村西376)、中

辺路町商工会(中辺路町栗栖川396-1)、大塔村商工会(鮎川2567-1)、本宮町商工会(本宮町本宮219)で配布しているほか、市のホームページからも取得できます。
◇田辺商工会議所
〒646-0033 新屋敷町1
☎0739(22)5064

◇0739(25)2783
◇商工振興課 商工労政係(庁舎別館3階)
〒646-8545 新屋敷町1
☎0739(26)9970
http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/souyousien.html



にぎわう通りで夕涼み

7月7日㊦、銀座通りで「七夕まつり」が、海蔵寺では「七夕さんの縁日 in 海蔵寺」が開催され、飾り付けられた通りや境内は多くのお客さんににぎわいました。



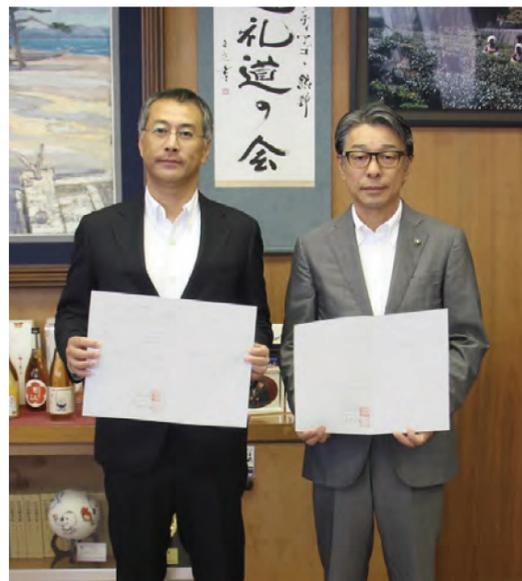
免税店を商店街で

7月5日㊧、外国人客向け消費税免税手続きカウンターの開設に向けて、駅前商店街の「紀州梅酒で乾杯。」で研修が行われました。カウンターは7日㊦に開設され、免税手続きが可能となりました。



自分を磨いて
魅力ある「自分」に

6月26日㊨、市民総合センターで、様々な出会いを結婚につなげることを目的とした「自分磨き講座」の第1回がスタート。27名が参加し、魅力のある自分になるための会話のこつなどを学びました。



県内初！
臨時災害放送局でFM放送

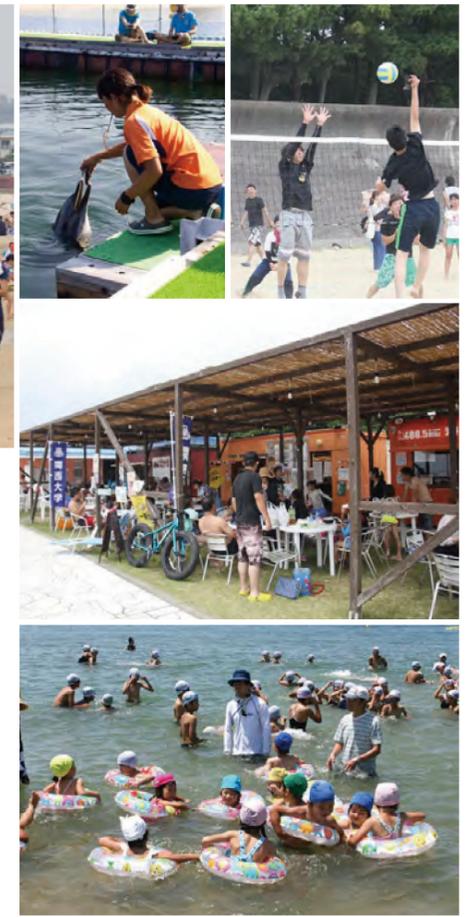
7月21日㊩、非常災害時に多くの方に様々な情報伝達をするため、NHK和歌山放送局と連携協力を図り、FM放送の再放送に関する覚書の締結が行われました。県内初、全国では5例目となります。



扇ヶ浜の海開き！ 様々なイベントも開催

7月1日㊪、今年も田辺扇ヶ浜海水浴場で海開きが行われ、安全祈願神事後、牟婁保育所・みどり保育所・田辺第二小学校の子供たちが初泳ぎを楽しみました。この日は晴天で、参加した園児は「冷たいけど気持ちいい」と笑顔でした。17日㊫には、ビーチバレーボールフェスタが行われ、参加者は汗まみれ、砂まみれになりながらビーチバレーを楽しんでいました。

また、16日㊬からは、イルカふれあいイベント「南紀田辺ビーチサイドドルフィン in 扇ヶ浜」が開催。イルカに直接接触したり、一緒に泳いだりすることができるこのイベントは、8月17日㊭まで開催されます。



ビジネスプランの構築を
目指して開講！

7月16日㊮、たなべるで「たなべ未来創造塾」の開講式が行われました。この事業は、地域課題の解決や地域資源の活用をビジネスの手法で考える人材の育成とビジネスモデルの創出を目指したものです。

当日は、オリエンテーションとして今後の予定が説明され、12名の塾生からは抱負を交えた自己紹介や、座談会などが行われました。市と共同主催者である富山大学地域連携推進機構長の鈴木氏は「地域の課題解決のヒントはどこかにある。皆さんもいろいろアイデアを出して田辺をもっと魅力あるまちにしていきたいと思います」と話しました。



吉野熊野国立公園指定80周年&拡張記念 自然観察教室「採集した標本の同定」

8月21日 9時30分〜16時 陽曇ふるさと自然公園センター

健康推進員養成講習会の参加者を募集します

和歌山県では、県民の健康の向上を目指し、がん検診や健康診査の受診を促進する健康推進員を養成しています。

ださい。 陽ふるさと自然公園センター 〒646-0051 稲成町1629 ☎0739(25)7252

脳若がり塾(認知症予防教室)を開催します

「健康マージャン」では、頭や指先を使い、会話を楽しみながら認知症予防に取り組めます。

9月27日〜11月29日 毎週(全10回) ※第2回は10月6日

南和歌山医療センター医師「地域の健康づくりを考えよう」(グループワーク)※

修了認定書授与式 講義を5分の4以上受講された方に修了認定書をお渡しします。

ワーク・ライフ・バランス講座を開催します

8月23日 14時〜15時30分 陽市民総合センター4階「交流ホール」

65歳以上の市内に在住の方で、10回を通して参加可能な方 12名「先着」

速歩き健康塾を開催します

歩くことで健康になれるという素晴らしい健康法、それがウォーキングです。

9月30日、10月7日、21日、11月11日(全金) 13時30分〜15時30分

演題 仕事と育児・介護の両立ができる職場を目指して

男女共同参画連絡会企画 議場見学とパネルディスカッションを開催します

男女共同参画連絡会企画 議場見学とパネルディスカッションを開催します

8月27日 13時30分〜15時30分 陽本庁舎4階「第1委員会室」

(活動計を実際に使用) 速歩き体験 食事について考えよう

集団検診を受けて、健康づくりに生かしましょう

8月27日、9月14日、10月2日、11月5日、11月6日、平成29年1月28日、1月29日、2月5日、2月6日

集団検診を受けて、健康づくりに生かしましょう

8月26日、10月19日 11時30分〜13時30分

一時保育 ご希望の方は、8月17日までに申し込みください。

ハローワークの求人情報誌閲覧のご案内

ハローワーク田辺及び新宮発行の求人情報誌を、次の公共施設に置いてあります。

市民ホール(本庁舎2階)、商工振興課(庁舎別館3階) やすらぎ対策課(市民総合センター1階)

12時30分〜14時30分 陽市民総合センター1階

午後検診 ①で胃がん検診を除外した内容

特定健康診査の項目 内科 診察・身長・体重・血圧・腹囲測定・尿検査(尿蛋白・血糖)・血液検査(脂質・血糖)

8月18日、29日、9月15日、26日、10月14日、28日(全金) 13時〜16時

南紀若者サポートステーション(サポステ)出張相談会を開催します

8月12日、26日、9月9日、23日、10月14日、28日(全金) 13時〜16時

働き始めて、ちょっとしたことでつまずいたり、漠然とした不安が消えないという若者は少なくないと思います。

8月23日、26日、10月13日、24日 18時〜20時 陽カフェルコロ(南新町173)

農作物鳥獣害防止対策事業（防護柵設置）を一部補助【第2次募集】

野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、農作物鳥獣害防止対策事業（防護柵設置）を実施する農林業従事者又はその団体に対し、資材費の一部を補助します。

※市内に住民票がある方が、市内・市外の農地に設置する防護柵及び防護ネットを設置する場合の資材費（労務費は除く。また、防鳥ネットは、園地全体を覆うものに限る。）※原則として5年以上の使用に耐えるもの

※交付決定前に着手すると、事業対象外となります。

※年間で1人1申請のみです。（対象事業費の範囲内での複数箇所の申請は可能です。）

■補助金額 次の事業費（資材費）の2分の1以内

◇事業費
上限30万円〜下限3万円

◇猪・鹿用1m当たり
800円以内

◇猿用1m当たり
2500円以内

◇防鳥ネット10a当たり
5万4000円以内

※9月1日㊦〜10月31日㊦に、交付申請書・事業計画書・

平成29年度ごみ収集カレンダーへの広告を募集します

自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、有料広告の掲載事業を行っています。その媒体として「平成29年度ごみ収集カレンダー」への有料広告を募集します。

■枠の大きさと金額

平成29年度ごみ収集カレンダーの収集日程を掲載したページの12月・1月を除く、下段10枠の募集です。



- ◇1枠を1広告とする場合
・大きさ 縦35mm×横130mm
・金額 1万6200円
- ◇2枠を1広告とする場合
・大きさ 縦35mm×横270mm
・金額 3万2400円

平成29年度田辺市立幼稚園新入園児を募集します

収支予算書・見積書・設置場所の見取図・実施前の写真を左記へ直接お持ちください。所定の用紙は左記で配布しています。

※予算の上限に達した場合、受付を終了します。

※農業振興課農政係（庁舎別館2階）
☎0739（26）9930

◇各行政局産業建設課2ページ参照

■募集期間
9月5日㊦〜30日㊦

■受付時間
8時30分〜16時30分

■願書配布
◇時期 9月1日㊦〜

◇場所 各市立幼稚園
※上表の通園区域に居住する満4歳と満5歳の幼児
◇応募者が定員を上回る場合は、抽選等により調整します。

◇定員に満たない場合は、9月30日以降も随時受け付けます。

◇定員に満たない場合は、隣接地区、又はその他の地区からの応募者の入園が可能です。

※幼稚園では給食を実施していません。

平成28年度の配布総部数4万7500部

※8月1日㊦〜31日㊦に、所定の申請書類に必要事項を記入の上、左記へ直接お持ちください。申請書類は左記で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

※廃棄物処理課施設業務係（ごみ処理場）
☎0739（24）6218
□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/seisou/>

漁業弟子入り体験事業について

漁業を職業として、地域に定着しようとする方にきっかけを提供し、市内で漁業の担い手として定着・就業していただくことを目的とします。

※漁船に同乗し、漁の準備から後片付けまでの研修です。また、漁は日帰りであり、乗船研修は3日間まで可能です。

※15歳以上50歳以下の方（ただし、未成年の場合は保護者の同意が必要です。）

※着替え・タオル・カップ・長靴・軍手・弁当・飲物等

※平成29年2月末までに、所定の申込書に必要事項をご記入の上、下記へ直接又は郵送

※希望者には「預かり保育」を行っています。

園名	基本的な通園区域	募集園児数	
		4歳児	5歳児
新庄幼稚園	新庄小、新庄第二小学校区	35名	25名程度
三栖幼稚園	三栖小、伏菟野小、長野小学校区	35名	20名程度
上秋津幼稚園	上秋津小、伏菟野小、長野小学校区	35名	25名程度
中芳養幼稚園	中芳養小学校区	35名	15名程度

※満4歳（平成24年4月2日〜平成25年4月1日生まれ）
※満5歳（平成23年4月2日〜平成24年4月1日生まれ）

和歌山県下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験について

※11月20日㊦
※11月5日㊦、同会場で希望者に受験講習を実施します。

※9月5日㊦〜16日㊦に、所定の申込書に必要事項をご記入の上、左記へ直接お持ちください。申込書は、8月22日㊦〜9月16日㊦に、左記又は県庁下水道課・県下水道公社各振興局で配布します。

※環境課生活排水係（本庁舎2階）
☎0739（26）9927

◇和歌山県下水道協会
和歌山市7番丁23
☎073（435）1093



広報田辺点字版及び声の広報のご案内

広報田辺には、3か月分の内容を抜粋した「広報田辺点字版」と、毎月の内容をCDとカセットテープに録音した「声の広報」があります。目の不自由な方、活字が読みづらい方でご希望の方は、左記へご連絡ください。

※企画広報課広聴広報係
☎0739（26）9963

自衛官募集案内について

■受験資格
日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項の規定に該当しない方で、平成29年4月1日現在、18歳以上27歳未満（航空学生は、21歳未満）の男女

農地所有者の皆さんへ農地の有効利用に努めよう

耕作放棄地が増加すると、雑草の繁茂、ごみの投棄、害虫や鳥獣害の発生、枯れ草による火災の危険等周辺の環境悪化が心配されます。農地を所有する方は、作物の栽培や草刈り等の適正な管理が原則となっています。

また、農地の売買や宅地等への転用については、農地法の許可が必要です。

農業委員会では農地パトロールによる農地の利用状況や耕作放棄地の実態把握、その他、農地の貸し借り等の有効利用を進めています。

土地の有効活用と耕作放棄地の発生防止にご協力をお願いします。

※農業委員会事務局
☎0739（26）9946

伐採及び伐採後の造林の届出について

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出等が必要です。無届け、無許可による伐採をした場合、罰金に処される場合があります。

※随時、個別説明を実施中（要予約）です。

■各種コース・試験日及び試験場所

コース	試験日	試験場所	受付	
自衛官候補生（任期制コース）	男子	10月4日㊦	市民総合センター	10月3日㊦まで
	女子	9月23日㊦、24日㊦ ※いずれか1日	和歌山県民文化会館	9月8日㊦まで
一般曹候補生	9月16日㊦	市民総合センター	9月8日㊦まで	
航空学生	9月22日㊦㊧	和歌山県民文化会館	8月1日㊦〜9月8日㊦	

※自衛隊和歌山地方協力本部田辺地域事務所
☎0739（24）6219
□ <http://www.mod.go.jp/pco/wakayama/>

なお、1ha（1万㎡）を超える森林の開発行為をする場合は、県への許可申請（林地開発許可申請）が必要です。

■届出の時期等

◇普通林の場合
・伐採する90〜30日前まで

◇保安林の場合
・皆伐は、伐採面積の限度公表日から30日以内（県への許可申請）

・天然林の択伐は、伐採する30日以内（県への許可申請）

・間伐又は、人工林の択伐は伐採する90〜20日前まで

■無届け伐採を行った場合の罰則

◇普通林の場合
・100万円以下の罰金に処される場合があります。

◇保安林の場合
・150万円以下の罰金に処される場合があります。

※山村林業課山村振興係
☎0739（48）0303



計量器定期検査について

和歌山県商工観光労働総務課では計量法に基づき、2年に一度、計量器（はかり）の定期検査を行っています。該当する事業所の方は、指定の日時・場所で検査を受けていただくようお願いいたします。

日程等については、和歌山県商工観光労働総務課のホームページで閲覧できます。

☎和歌山県商工観光労働総務課

☎073(441)2713

□ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/keiryouni/web.htm>

◇商工振興課 商工労政係

☎0739(26)9970

お盆の精霊送りについて
のお願い

ご家庭では、ご先祖様や肉親の御霊のため、精霊送りや送り火等をされることと思います。この伝統ある行事を継承するためには、精霊送りの場となる海や砂浜、河川等を美しく保つことが大切です。市では、以前から自治会等

と連携を図り、精霊送り後の清掃等美化活動について取り組んでいます。

皆さんも精霊送りの際には、次のことを守っていただきますようお願いいたします。

- ◇精霊送りの船にバッテリーや乾電池、電球等を積んで流すことは、海や河川の環境汚染になりますので、船を流す前に必ず取り外してください。
- ◇海浜や河原では、送り火やお線香にとどめ、果物等のお供え物は自宅で処分しましょう。
- ◇田辺扇ヶ浜海水浴場内では、精霊送りはできません。

☎0739(26)9927

☎環境課 環境対策係

医療費助成制度について

次のとおり医療費（保険診療分の自己負担分）の全部又は一部を助成しています。現在、助成を受けていない方で次の助成制度の対象であると思われる方は、下記へお問い合わせください。

- 乳幼児医療費助成制度
小学校就学前（6歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子供が対象となります。※所得制限なし

◇助成内容 保険診療の自己負担分を助成

■児童医療費助成制度

小学生・中学生（6歳到達日以後、最初の4月1日～15歳到達日以後の最初の3月31日）の児童が対象となります。※所得制限なし

◇助成内容 小学生は平成25年9月1日以降に入院した保険診療の自己負担分を助成
中学生は平成27年4月1日以降に入院した保険診療の自己負担分を助成

■ひとり親家庭等医療費助成制度
配偶者のいない方等で、18歳以下（18歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方及びその子供が対象となります。※所得制限あり

◇助成内容 保険診療の自己負担分を助成
■重度障害者等医療費助成制度
65歳までに身体障害者手帳（1～3級）又は療育手帳Aを取得された方、特別児童扶養手当1級を受給されている方が対象となります。※所得制限あり

◇助成内容 保険診療の自己負担分を助成（身体障害者手帳3級の方は入院医療費のみ対象）

対象）
■老人医療費助成制度
67～69歳の方が対象となります。（収入制限の他、受給資格要件があり、該当する可能性のある方にはお知らせが届きます。）

◇助成内容 保険診療の自己負担分（3割）の3分の1を助成
■精神障害者通院医療費助成制度
自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方が対象となります。

◇助成内容 当該医療の自己負担分を助成
【各助成制度の受給者証をお持ちの方へ】
ひとり親家庭等医療、重度障害者等医療、老人医療の受給者証は8月1日④から新しくなっています。医療機関等で受診される際には、必ず新しい受給者証を健康保険証とともに提示してください。なお、古い受給者証は、下記へ返却していただくか、裁断処分してください。
また、過去5年間に県外で受診される等、医療費（保険診療分のみ）を支払っている場合は、払戻し申請ができますので、受診時の領収書・印

限度額適用認定証が必要
な方は申請を

田辺市国民健康保険加入者で、70歳未満の方と70歳以上の住民税非課税世帯の方が入院や高額な外来診療を受ける場合に、医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられる限度額適用認定証を申請により交付しています。

☎限度額適用認定証は、8月に切替えとなりますので、引き続き入院等で必要な方は、左記又は各行政局住民福祉課（2ページ参照）で申請をしてください。申請した月の初日から適用となります。

- ◇申請に必要なもの
 - ・ 該当者の国保被保険者証
 - ・ 世帯主の印鑑
 - ・ 個人番号カード又は通知カードと本人確認書類
- ※なお、国保税を滞納している場合は、限度額適用認定証は交付できません。
- ☎保険課 庶務係（本庁舎2階）
- ☎0739(26)9924

「高野龍神スカイラインウルトラマラソン2016」
開催について

☎9月11日④

☎高野龍神スカイラインコース
◇100kmの部（高野山大学を起点とし、龍神村を折り返すコース）
◇50kmの部（龍神村を起点とし、高野山大学をゴールとするコース）

大会開催に伴う交通規制

迂回路	区間	規制時間
・有田川町經由 (国道424号、国道480号) ・奈良県經由 (国道425号、国道168号)	高野龍神スカイラインの全線	9月11日④ 2時～20時
なし	龍神村大熊出会 橋東詰～季楽里 龍神(約4.5km)	9月11日④ 9時～10時

☎高野龍神スカイラインウルトラマラソン実行委員会
大会事務局



「家族で考える防災の日」
の関連事業を実施します

平成24年度から9月の第一日曜日を「家族で考える防災の日」としています。毎年、各種行事を通じて市民の防災意識の高揚、防災知識の普及を図っており、今一度、家族で防災について話し合ってくださいと思います。

今年はその一環として、市内の小・中学校の児童、生徒を対象に「我が家の防災サバイバルクッキング」と題して、各家庭で災害時に備えた備蓄品のできる料理を募集します。家族の皆さんと話し合ってください。必要材料や調理方法を応募してください。なお、募集は各学校を通

じて行います。
応募作品の中から、災害時に役立つアイデア等として認められる優秀作品は、市民の皆さんが防災について考えるきっかけとするため、広報紙やホームページに掲載します。
☎0739(26)9976

スマートフォン等で広報紙を
ご覧いただけます！

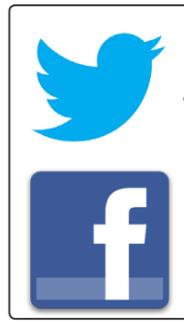
8月1日④から、スマートフォンやタブレット端末をお持ちの方は、無料の専用アプリ「i広報紙」を取得することで、いつでもどこでも手軽に「広報たなべ」を閲覧できます。
最新号を発行日（毎月1日）に自動で端末にお届けする等、便利な機能が盛りだくさん！是非ご利用ください。

☎0739(26)9963
☎企画広報課 広聴広報係
□ <http://kouhouship.jp/>
▲i広報紙のアイコン

鑑・振込先の分かるものをお持ちの上、左記でお早めの手続きをください。
☎0739(26)9926
☎2ページ参照

公式ツイッター、
フェイスブックのご案内

市では、新たな情報発信手段の一つとして、民間ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を活用するため、ツイッター及びフェイスブックの田辺市公式ページを開設しています。
行政情報及び地域の情報等、様々な情報を積極的に発信していますので、皆さん是非ご利用ください。
◇ツイッターアカウントページ
□ <http://twitter.com/tanabecity>
◇フェイスブックページ
□ <http://www.facebook.com/tanabecity>



障害者（児）の方、扶養
している方への手当制度

【特別障害者手当】
☎在宅で重度の重複障害（国民年金法における1級の障害が重複する程度）等により、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方
※医療機関に継続して3か月を超えて入院している方は対象外です。
※所得制限あり

■支給額（月額）
2万6830円
【障害児福祉手当】
☎在宅で重度の障害（身体障害者手帳1級程度等）により、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方
※所得制限あり

■支給額（月額）
1万4600円
【特別児童扶養手当】
☎在宅で身体や知的又は精神が中程度以上の障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方
※所得制限あり

■支給額（月額）
◇1級 5万1500円
◇2級 3万4300円
☎障害福祉室
☎0739(26)4902

広報活動に関する市民アンケートの結果について

平成28年5月に実施しました市民2000名の方を対象とするアンケートにご協力いただき、ありがとうございます。今回のアンケート結果を参考にさせていただきます、今後ともより良い広報ができるよう努めてまいりたいと考えています。結果は、左記及び各行政局総務課（2ページ参照）でも配布しているほか、ホームページでも公表してまいりますので是非ご覧ください。企画広報課 広聴広報係（本庁舎3階）
☎0739（26）9963
□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/index.html>

第32回紀南合唱祭を開催します

開演13時
紀南文化会館「大ホール」
紀南地方の合唱団が一堂に会しての大合唱祭
■出演予定団体
あすなる合唱団、ひがしコーラス、田辺奏音舎、ピッコロ合唱団、プラムコーラス、童謡を歌う会、田辺市民合唱

通知カード・マイナンバーカードに関する休日窓口のお知らせ

通知カード及びマイナンバーカードの申請受付と交付のために、休日窓口を開設します。
☎8月14日①、28日②
☎9時～16時
場市民課カード受付窓口（本庁舎2階）
■通知カード及びマイナンバーカードの受取がまだの方で、市民課で保管している方（案内文書が届いた方）
◇通知カードの再交付申請、マイナンバーカードの申請、再交付申請される方
※龍神・中辺路・大塔・本宮地域にお住まいの方へ
各カードは各行政局住民福祉課でお預かりしています。平日の開庁時間内にお越しになるのが難しい場合は、各行政局住民福祉課へご相談ください。
■注意
◇住民票異動や戸籍に関する届出、各種証明書の発行等通常の業務は行いません。
◇ご本人がお越しください。また、15歳未満の方は法定代理人（保護者等）の方と一緒にお越しください。
◇代理の方がお越しになる場

団、成美コーラス、龍神あやめコーラス、コール・しららわかばコーラス、コロロ・ブリランテ、熊野路コーラス、コーログレイスK.G、秋津野合唱団、ハーモニーベア・キッズコーラス、神島高校合唱部、東陽中学校合唱部
■文化振興課文化振興係
☎0739（26）9943



児童扶養手当現況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方は、8月31日④までに現況届を提出しなければなり

合は、必要な書類等いろいろな条件がありますので、左記へお問い合わせください
■市民課カード受付窓口
☎0739（34）2131
◇各行政局住民福祉課
☎2ページ参照

戦没者等のご遺族の皆さまへ 特別弔慰金の請求はお済みですか

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第10回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族で、次の順番による先順位のご遺族お一人です。なお、子については、胎児も含まれます。
①弔慰金の受給権者
②戦没者等の子
③戦没者と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
④右記③以外の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
⑤右記①～④以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有

ません。（受給者へは案内を送付します。）
現況届を提出されない場合、8月分以降の手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。

①18歳に達する日以後の、最初の3月31日までの間にある児童又は障害のある20歳未満のお子さんを養育している父又は母が、父又は母がいない場合はその児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合
①父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
②父又は母が死亡した児童
③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
④父又は母の生死が明らかでない児童
⑤その他（父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童、父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童、父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童、母が婚姻によらないで出生した児童等、①～④に準ずる状態にある児童で、政令に定めるもの等）

※公的年金や遺族補償を受けている方には支給されません。ただし、手当よりも低額

していた三親等内の親族
■請求期間
平成30年4月2日まで
■請求書配布・提出先
福祉課（市民総合センター2階）、各行政局住民福祉課（2ページ参照）
■国福祉課庶務係
☎0739（26）4900

引揚者の保管物件の返還について

大阪税関では、終戦後、外地から田辺港及び舞鶴港に引き揚げてこられた方々からお預かりしている通貨（旧日本銀行券、朝鮮銀行券、台湾銀行券、満州中央銀行券等）、証券類（満州貯蓄債券、大東亜戦争国債、郵便貯金通帳、生命保険証書等）や外地の総領事館や日本人自治会等に預けられた通貨・証券等のうち、その後日本に返還されたものの返還に努めています。
お心当たりの方は、税関へお問い合わせください。
ご本人だけでなく、ご家族の方も問合せや返還請求をすることが出来ます。
■大阪税関 監視部 取締総括部門
☎06（6576）3115

災害発生時の情報提供

市では、台風や地震、津波等の災害発生時に、FM TANABE（FM88.5）と連携し、市民の皆さんに災害情報をお伝えしています。放送は、インターネットでも聴くことができます。詳しくは、「サイマルラジオ」のホームページをご覧ください。

■企画広報課 広聴広報係
☎0739（26）9963
■サイマルラジオ
□ <http://www.simulradio.info/index.html#kinki>

児童扶養手当の加算額の変更について

8月1日①から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額が変更（増額）されます。

■変更開始月 8月分から（ただし、8月～11月分の支給月は同年12月）

対象児童	変更内容	加算額	
		全部支給	一部支給
第1子	変更なし	42,330円	42,320円～9,990円 (所得に応じて決定)
第2子	変更前(7月分まで)	定額5,000円(所得制限なし)	
	変更後(8月分から)	10,000円	9,990～5,000円 (所得に応じて決定)
第3子以降(1人につき)	変更前(7月分まで)	定額3,000円(所得制限なし)	
	変更後(8月分から)	6,000円	5,990～3,000円 (所得に応じて決定)

■変更内容（月額）
■国市民課 庶務年金係
☎0739（26）9925

世界遺産追加登録の審議の見送りについて

第40回ユネスコ世界遺産委員会の開催地であるトルコ・イスタンブールで起きたクイデータの影響で、委員会は日本時間の7月18日①をもって終了しました。委員会では「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産追加登録の審議は行われず、今年10月にパリで開かれる臨時会で審議される予定となりました。

このようなことから、7月21日②に開催を予定していた世界遺産追加登録の「記念式典及びイベント」は延期となりました。

今後は、国や県、関係機関とともに10月の登録に向けて取組を進めてまいります。
■文化振興課文化財係
☎0739（26）9943
◇観光振興課 観光振興係
☎0739（26）9929

～8月の納税～

- 市県民税 普通徴収…第2期分、年金特別徴収…8月徴収分、給与特別徴収…7月徴収分
- 国保税 普通徴収…第2期分、特別徴収…第2期分
- 介護保険料 普通徴収…第2期分、特別徴収…第2期分
- 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第2期分、特別徴収…第2期分
- ※納期限を過ぎて納付されますと、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

～田辺市の人口～
(平成28年6月末現在)

	前月比
男	36,223人 (-37)
女	40,626人 (-1)
計	76,849人 (-38)
世帯	35,605世帯 (+5)
出生	46人 (男24 女22)



😊 趣味が高じて出会えた仕事

私は大阪出身で、趣味はキャンプなどのアウトドアだったので、週末には田辺周辺へよく遊びに来ていました。そうしていると本宮町に知り合いができ、その縁で職員募集の話を知ったことから、この豊かな自然の中で働きたいと思い、移り住むことを決めました。

現在の仕事は、今年の4月から始めたのでまだまだ分からないことはありますが、温泉に入ったお客さんから「気持ち良かったよ」と声を掛けられるとやりがいを感じます。また、この仕事を通してより多くの方と交流を深めていけたらいいと思います。交流を深めることで、何か困った時に助け合えることができると思いますし、アウトドア情報に詳しい方とも出会えるかもしれません。つまり、趣味を楽しむためには仕事を頑張らないと。赤木越が世界遺産に追加登録されると忙しくなるかもしれませんが、仕事も趣味も両立していけるようにしたいですね。



ひろこ
児嶋 裕子 さん

本宮町大津荷
湯の峰温泉公衆浴場 管理人

たなべスマイル



すくすく
子育てクラブ

37 「あー!」「あれ?」「って感じてみませんか?

今回このコーナーを担当させていただくことになり、何を皆さんにお伝えしようかと考えました。そんな中、子供たちとのいろいろな場面を思い起こしながら「あつ!」って思うことは大事だなと思い始めました。

毎日の生活の中には、「あつ!」とか「あれ?」と思うことがたくさんありますよ。感じたことをそのままにせず、子供さんと一緒に考えてみたり試してみたりして、いろいろなことへの興味・関心の芽を育ててみませんか?

もう20年も前ですが、夏のある日、子供たちとの話の中で昨日のニュースを話題にしました。ビックリするほど話が盛り上がり、次の日から、子供たちの方からニュースや天気予報等の話をしてく

れるようになりました。この様子は卒園まで毎日続き、家庭でも話題になることが増えたそうです。子供たちなりに「あつ!」と思ったことを考えて、みんなに知らせたいと思ったようです。

お父さん・お母さん方が、ちよつとした「気付き」を子供さんに投げ掛けることで、探究心や想像力を持ち、考えたり試したりすることの楽しさを知ることになると思います。忙しい毎日ですが、ちよつとした「気付き」で、子供さんとの楽しい時間を作ってみてはいかがでしょうか?



ちかの保育園
田ノ岡 ユミ

備えて
安心! 防災コラム

第27回 夏の風物詩、積乱雲

夏の風物詩の一つである「入道雲」。空の上の方までモコモコ高くて迫力のある雲です。あの大きな雲を見ると夏だな、と思いますよね。

正式名称は積乱雲といいますが、学名はキュムロニムバス (Cumulonimbus) といいます。ラテン語の「積み重なる」を意味するキュムラス (cumulus) と「雨雲」を意味するニムバス (nimbus) を組み合わせることで作られた名前です。

そんな夏の風物詩である積乱雲ですが、場合によっては注意が必要です。積乱雲は、上空に冷たい空気が入り、日差しで温められた地面付近との温度差が大きくなり、大気の状態が不安定になることで発生します。雲の中では激しい対流が起こっていて、幾つ

もの上昇気流があります。

積乱雲が発生して上空を通り過ぎると、短時間で大粒の強い雨が降ります。また、雷が発生し、強い風が吹いたり、竜巻が発生したりすることもあります。山あいでは、積乱雲の発生により天気が急変しやすくなります。川や沢で遊んでいる時、今いる所で大雨が降っていないと、発達した積乱雲から強い雨が上流で降ると、しばらくして急に水かさが増すことがあります。日中の屋外で大きな積乱雲を見かけたときは、空の変化に注意を払い、積乱雲が近づくサインを見逃さず、急変に備え早めに避難行動をとりましょう。



我が家の愛ドル
8月生まれ



ひまり
古久保 陽葵ちゃん (1歳)
日々元気に逞しく成長をしてく陽葵ちゃん (^ ^ ▽ ^ ^)
姉妹揃ってババ似で表情はママ似♪
宝物が増えて幸せです
1歳のお誕生日おめでとう♪
パパ、ママより



ここな
芝本 恋夏ちゃん (3歳)
こんなに可愛いのに一番男の子っばいこっちゃん (笑)
さすが末っ子!! 強く逞しい (笑)
これからも姫愛、心遥と仲よくね (^o^)
ちゃーちゃんより



はるま
岡田 晴馬ちゃん (1歳)
はる、1歳の誕生日おめでとう (^-^)
これからも、元気一杯に大きくなって一緒に遊ぼうね!
お父さん、お母さんより



まあさ
古野 真麻ちゃん (2歳)
まーちゃん 2歳のお誕生日おめでとう。
いつも元気いっぱい、ネエネの事が大好きなまーちゃん♡
これからもお姉ちゃんと仲良くしてね~!
生まれてきてくれてありがとう。
パパ・ママより

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(就学前まで)の写真を募集しています。(氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメントを添えてください。) 9月生まれのお子さんの締切りは8月10日◎です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■あて先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ✉kikaku@city.tanabe.lg.jp



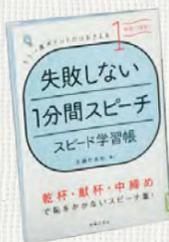


図書館へ行こう

ひとことコラム

8月5日(日本時間6日)から17日間にわたり、4年に1度のスポーツの祭典となるリオデジャネイロオリンピックが開かれます。今回は、日本と12時間の時差があるブラジルでの開催となるため、多くの試合が深夜から午前中にかけて行われるので、寝不足にならないように気を付けなければなりません。図書館では、オリンピックに関する図書はもちろんのことスポーツ関連の図書も多数ありますので、これを機に運動不足の方は運動を始めてはいかがでしょうか。また、図書館で夏の疲れを癒やしてください。(く)

司書のオススメ 新着図書



失敗しない1分間スピーチ スピード学習帳 編/主婦の友社

結婚披露宴やお祝い事等、様々な状況を想定して、とっさの決まり文句や避けるべき話題をポイントに、乾杯と中締め、本締めの挨拶を紹介。精進落としや法事の献杯のスピーチも収録する。

ぞうきばやしのすもうたいかい

作/広野多珂子 絵/廣野研一
出版/福音館書店

ぞうきばやしのきりかぶのうえで、うちゅうたちのすもうたいかいがはじまります。カナブンとタマムシ、ダンゴムシとカマキリ...みんなとくいのわざでがんばります。

休館日
本館=毎週(日)、8/25(日) (館内整理)
龍神分室=第1・2・3(日)、8/11(日)
中辺路分室=毎週(日)、8/11(日)
大塔分室=第1・2・3(日)、毎週(日)、8/11(日)
本宮分室=毎週(日)、8/11(日)

※移動図書館の運行日程・巡回時間については下記までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
○問合せ 市立図書館 (☎0739-22-0697) (□http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html)

お子さんと一緒に おはなしのコーナー



■おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など
(対象:4歳くらいから)
本館=8/7・14・28・9/4
(全(日)、11時~)

中辺路分室=8/20(日) (10時30分~)
大塔分室はお休みです。

■おはなしのじかん

おはなしやわらべうたなど
(対象:小学生以上)
本館=8/6・9/3 (全(日)、11時~)

■おはなしタイム

おはなしや絵本の読み聞かせなど
(対象:4歳くらいから)
本館=8/27(日) (11時~)

■ひよこ・こぐまタイムスペシャル

赤ちゃん絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど (対象:0~3歳)
本館=8/17(日) (11時~)

☆夏休みおはなしランド

おはなしや絵本の読み聞かせ (対象:4歳くらいから)
本館=8/19(日)~21(日)・23(日)・24(日) (11時~)

☆シネマランド

子供はもちろんのこと、大人も童心に帰って一緒に映画を楽しみましょう!
本館=8/13(日) (11時~)

開館時間
本館=(日)~(日) 9時30分~19時30分
(日)・(日) 9時30分~18時
分室=9時~17時
※龍神分室は、(日)~(日) 20時まで時間延長あり。

必撮!!
市民レポーターが、地域情報を発信★
まちかど特派員

2日間で見事な着こなし

ご覧いただいている写真は浴衣の着付講座の最終日に撮影されたものです。(一番左が講師の先生、6人は生徒さんです。) 皆さん、ご自分の着付けでの記念撮影です。こんな風に自分で浴衣を着たら...と思われている方が多くいらっしゃるのでは...と取材に出發。
お邪魔したのは「浴衣の着付講座」。新庄公民館、授業は2日間です。(本年度分は既に終了)
難しそうな気がする帯の結びは、身体の前で蝶々を作ってから背中に回す着方を教えていただきました。皆さん、一人で浴衣の着付をマスターしていました。
2日間の講座でしたが、写真のような見事な着こなし。講座は楽しい雰囲気とともに終了しました。



文・写真 中野永実子

浴衣を着たら、花火大会やお祭りに...。暑い夏を楽しみましょう。



第5回 ハワイのノースショア

ALOHA! 今回はホノルル、ハワイからレポートします! 久しぶりにハワイに帰ると、やっぱり気持ちと体がほっとします。広い青空に暖かい太陽、透き通った青い海、涼しい風、服装はTシャツ、短パン、ビーチサンダルの毎日でふるさとはいいなと思いました。ハワイの夏と言ったら、私が大好きなノースショアです。ノースショアはハワイの田舎町で、冬はサーフィンが有名なスポットです。夏になると波が全然ありません。ノースショアが一番ハワイで綺麗な海だと思います。私は夏には週に1回はノースショアに行き、海に潜って、ハワイの魚や海亀と泳ぎ、ラッキーな時は野生のイルカ達と一緒に泳いだりします。私は小さい時から家族や友達といつも海で遊んでいたため、海が大好きです。田辺市にもきれいな海がそばにあり、本当に田辺に来て良かったと思います。ノースショアはビーチ以外に、歴史あるパイナップル畑とコーヒー畑やハワイの名物のガーリックシュリンプがあります。ハワイは虹の州と言われています。私はハワイの虹のように日本とアメリカをつなげ、お互いの良さをいろんな人たちに伝えたいと思います。ハワイに是非遊びに来てください!



ザエソンの ほのぼのたなへ散歩



ALOHA! 国際交流員のシエンです。私が市内のあちろまで出かけた、「田辺ならでは」という体験や出来事を皆そなたにお伝えします!

相 談 日 程

市民法律相談

☎市民に限りません。

■相談日（予約受付開始日）・相談員
 8/8 ㊦（8/2）＝岡田弁護士
 8/22 ㊦（8/9）＝村上事務所
 9/5 ㊦（8/23）＝倉谷弁護士
 9/12 ㊦（9/6）＝山本弁護士

☎社会福祉センター3階「相談室」（本庁舎東隣3階）

■予約方法 予約受付開始日から相談日の正午までの間に、電話又は直接、下記までお申し込みください。

☎8名 [先着]

■受付時間
 平日8時30分～17時15分
 受付時に簡単に相談内容をお聞きます。

■相談時間
 14時～16時のうち、1人15分間（集合時間は予約時にお伝えします。）
 ※相談・聞き取りは、できるだけ本人が応じてください。また、相談に関係する書類があればお持ちください。
 ※弁護士職務基本規程に抵触することが判明した場合等は、当日の相談をお受けできません。

☎自治振興課 市民生活係
 （本庁舎3階）☎0739-26-9911

市民・消費生活相談

消費生活のトラブルや多重債務など市民生活についての相談に応じます。

☎平日8時30分～17時15分
 ☎自治振興課 市民生活係
 （本庁舎3階）☎0739-26-9911

行政相談

■相談日・場所・相談員
 8/5 ㊦㊧＝龍神行政局・松本淳
 8/19 ㊦㊧＝中辺路行政局・中村恒夫
 8/23 ㊦㊧＝社会福祉センター3階「相談室」・那須正治
 （☎090-4640-3142）
 8/23 ㊦㊧＝本宮行政局・折戸富子
 8/24 ㊦㊧＝大塔行政局・佐田俊知

■相談時間
 ㊦＝10時～11時
 ㊧＝13時～15時
 ㊨＝13時30分～15時30分

☎自治振興課 市民生活係
 （本庁舎3階）☎0739-26-9911

人権・登記・相続相談

■相談日・場所・相談員
 8/5 ㊦＝龍神行政局
 人権擁護委員・法務局職員
 9/8 ㊦＝市民総合センター
 人権擁護委員

☎13時30分～15時30分
 ※受付は15時まで
 ☎法務局 田辺支局
 （文里一丁目11-9）☎0739-22-0698
 ※人権相談については㊦㊧㊨を除き、法務局でも相談に応じます。ただし、登記相談については事前にお問い合わせください。

女性電話相談

女性の抱えるいろいろな悩みに、女性相談員が電話で相談に応じます。

☎平日9時～12時
 ■相談専用電話 ☎0739-26-4919

外国人相談 (English)

☎㊦㊧～㊨ 9時～17時
 ㊦ 9時～12時
 ☎国際交流センター（市民総合センター3階）
 ※事前にお問い合わせください
 ☎0739-26-4908



一般健康相談

血圧測定後、保健師又は看護師が健康について相談に応じます。

■相談日・場所
 8/22 ㊦＝西部センター
 8/23 ㊦＝芳養児童センター
 8/29 ㊦＝南部センター

☎10時～10時30分
 ☎健康増進課 健康管理係
 （市民総合センター2階）
 ☎0739-26-4901

介護相談

☎平日8時30分～17時15分
 ☎やすらぎ対策課 地域包括支援センター係
 （市民総合センター1階）
 ☎0739-26-9906

ひきこもり相談

☎平日8時30分～17時15分
 ※直接、窓口に来られる場合は要予約

■相談専用電話 ☎0739-26-4933
 ✉shc@city.tanabe.lg.jp
 ☎健康増進課 健康管理係
 （市民総合センター2階）
 ☎0739-26-4901

不登校・いじめ・教育相談

【不登校・いじめ・教育相談】
 ☎平日9時～16時
 ☎教育研究所（本庁舎北隣2階）
 ☎0739-25-1511

【いじめホットライン】
 ☎平日9時～16時
 ■相談専用電話 ☎0739-26-3224
 ■いじめ相談ダイレクトメール
 ✉ijime110@city.tanabe.lg.jp

家庭児童相談

家庭における児童の養育及び福祉についての相談に応じます。

☎平日8時30分～17時
 ☎家庭児童相談室
 （市民総合センター1階）
 ☎0739-26-4926



子育て相談

【子育て相談】
 ☎平日8時30分～17時15分
 ☎健康増進課 健康管理係
 （市民総合センター2階）
 ☎0739-26-4901
 各行政局 住民福祉課 ☎2ページ参照

【愛あい子育て相談】
 ☎平日8時30分～17時15分
 ※「愛あいルーム」での面接相談可
 ☎地域子育て支援センター愛あい（もとまち保育所内）
 ☎0739-22-9285

おやこ健康カレンダー

◇4か月児健診
 8/9 ㊦＝田辺、18 ㊦＝大塔、24 ㊦＝本宮、30 ㊦＝田辺、9/7 ㊦＝田辺、15 ㊦＝龍神

◇7か月児健診
 8/3 ㊦＝田辺、18 ㊦＝大塔、23 ㊦＝田辺、24 ㊦＝本宮、9/13 ㊦＝田辺、15 ㊦＝龍神

◇11か月児健診
 8/5 ㊦＝田辺、18 ㊦＝大塔、19 ㊦＝田辺、24 ㊦＝本宮、9/2 ㊦＝田辺、15 ㊦＝龍神

◇1歳6か月児健診
 8/4 ㊦＝田辺、9 ㊦＝中辺路、17 ㊦＝田辺、9/7 ㊦＝大塔、8 ㊦＝龍神、15 ㊦＝田辺

◇2歳児相談
 8/1 ㊦＝田辺、9 ㊦＝中辺路、26 ㊦＝田辺、9/7 ㊦＝大塔、8 ㊦＝龍神・田辺

◇3歳6か月児健診
 8/2 ㊦＝田辺、9 ㊦＝中辺路、25 ㊦＝田辺、9/7 ㊦＝大塔、8 ㊦＝龍神

◇マタニティスクール
 8/5 ㊦＝田辺、19 ㊦＝田辺、9/2 ㊦＝田辺

◇パパママ教室
 9/4 ㊦＝田辺

☎田辺…市民総合センター
 龍神…龍神保健センター
 中辺路…中辺路保健センター
 大塔…大塔健康プラザ
 本宮…本宮保健福祉総合センター

☎時間など、詳しくは対象者に送付している通知をご覧くださいか、健康増進課健康管理係（☎0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎2ページ参照）までお問い合わせください。

各施設申込み・抽選日

【生涯学習センター】
 ■貸室 11室（市民総合センター内）
 （交流ホール・会議室・料理実習室など）
 ☎11月分は9/1 ㊦から予約可
 ☎生涯学習課 公民館係（☎0739-26-4925）

【紀南文化会館】
 ■大・小・展示ホール
 平成29年9月分は9/1 ㊦9時から受付
 ■その他の施設
 平成29年3月分は9/1 ㊦9時から受付
 ☎紀南文化会館（☎0739-25-3033）
 ☎http://www.kinanbunkakaikan.jp



編集後記

▼皆さんはビーチサイドドルフィンに行かれたか？▼今年扇ヶ浜にやってきたのはマダライルカの2頭▼触ってみたい一緒に泳いだり▼8月17日㊦までですよ～♪（ヤノマイ）

▼何気なく新聞を見ていると知った顔が▼他ならぬ僕の顔である▼カメラを手に真剣な様子で写っていました▼仕事上の僕はこんな感じなのか▼もう少し良い顔すればよかったな（りーち☆）

▼そろそろお祭りの季節ですね▼浴衣で行っている方を見ると、とても羨ましくなります▼浴衣は小学生以来着ておらず……▼サイトを眺めつつ、買おうかなあと思う日々です（まいき♡）

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

【有料広告】 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告募集中！

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか？

本紙（広報田辺）及び田辺市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望する月の2か月前の20日までにお申し込みください。

詳しくは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。
 ☎0739-26-9963 ☎http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukou-kouhou.html